

横浜町障害者活躍推進計画

機関名	横浜町
任命権者	横浜町長
計画期間	令和８年４月１日～令和１３年３月３１日（５年間）
横浜町役場における障害者雇用に関する課題	・横浜町では令和７年６月１日時点で法定雇用率達成しているため継続した達成に向けた取り組みの実施 ・障害者雇用のための職場環境の整備及び遂行できる職務の選定 ・障害者雇用について職員の理解
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 各年度当該年６月１日現在の法定雇用率以上 【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理する。
②定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。 【評価方法】 今後、障害者である職員の定着状況を把握・進捗管理する。
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を総務課に設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新規に採用した障害者及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となった中途障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
４．その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。